

建不第531号
令和2年7月27日

各関係団体の長 様

千葉県県土整備部建設・不動産課長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について (通知)

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。

県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づき、催物（イベント等）開催制限の協力要請を行っており、段階的に上限人数の緩和を進めてきたところですが、県内や近隣都県の感染状況等を踏まえ、8月末までは現在の制限を維持することとし、7月27日に報道発表したところです。

つきましては、当該報道発表内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。